

課題の整理と今後の方向性について（案）

基本方針 3 お互いが支えあい、生きいきと生活を送るために

（4）介護人材確保と介護現場の生産性向上のための取組み

今後の介護サービス見込み量等に基づき国が推計した数値によると、今後必要な介護人材数は、令和7（2025）年度末に約243万人、令和22（2040）年度末には約280万人とされています。令和7（2025）年度末に必要な介護人材数は約245万人となり、平成28（2016）年度の約190万人に加え約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要があるとされており、令和7（2025）年度以降、現役世代の減少が顕著となることが見込まれ、介護サービスを支える介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっています。本市においては、介護人材不足解消や定着支援、負担軽減に向け、以下の事業に取り組んでいきます。

① 介護職員初任者研修の継続的な開催

平成26年度より、介護職員初任者研修を実施し、人材不足が懸念される市内介護サービス事業所への就労へつなげています。研修は、市内介護サービス事業所での現場実習を必須化しとしたり、修了時に市内介護サービス事業所との就職相談会を実施するなど、市内介護サービス事業所へ定着就労しやすい事業運営環境の整備に努めています。今後も継続的に実施し、介護人材不足の解消に努めていきます。

【図表 介護職員初任者研修】

区分	第8期計画実績値/目標値			第9期計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数	22人 /24人	22人 /24人	/24人	24人	24人	24人
市内事業所 への就職者数	8人 /15人	6人 /15人	/15人	15人	16人	17人

② 入門的研修の継続的な開催

本市の訪問型サービスA^{*}においては、既存の有資格者だけでなく、市の認定研修の修了者も従事可能となっています。市の認定研修として、平成30年度に創設した介護に関する入門的研修（介護のお仕事入門研修）を、介護人材の確

保並びに高齢者の社会参加に資する取組みとして開催していきます。

また、研修の開催にあたっては、土曜日や夜間、夏休みなど学生でも参加しやすい日程で開催するよう努めます。

※訪問型サービスA：自宅にホームヘルパーが訪問し、家事など日常生活の支援を行います。入門的研修を受けることで従事資格を得られます。

【図表 入門的研修（介護のお仕事入門研修）】

区分	第8期計画実績値/目標値			第9期計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数	19人 /15人	22人 /20人	/20人	15人	20人	20人
市内事業所 への就職者数	0人 /2人	1人 /3人	/5人	2人	3人	5人

③ 介護人材の確保・育成・定着につながる取組み

国や埼玉県では、介護職のイメージアップ事業を展開しており、就職支援セミナーにおける介護の仕事の体験発表やイベント、動画配信SNSなどの情報発信手段を用いて、介護の仕事の魅力を広く伝え、イメージの刷新を図っています。本市も国や県と連携しながら介護職のイメージアップや魅力ある職場づくりの促進等の取組みを効果的に行い、様々な機会を通して介護の魅力の発信や介護人材の定着支援を両輪で進め、介護を目指す人材のすそ野を広げる取組みを行っていきます。

具体例：市内の事業所に関する動画配信

市内中学・高校で介護の仕事の内容や魅力を伝える特別授業を実施

また、国や埼玉県、関係団体、民間など関係機関において介護職員を養成する研修やスキルアップ講習等を開催していますので、本市に案内が届いた研修に関しては、各事業所に迅速に周知し研修の機会の確保と参加促進を図ることで、介護職員のキャリアアップにつながる離職を防ぐ手立ての一つとなるよう、協力していきます。

加えて、介護職の社会的地位向上や勤労意欲を高め、定着率の向上を図るため、介護保険サービス事業所に多年にわたり勤務し、専門的知識及び技術を持ってその役割を担った人材に対して、市表彰条例により表彰を行うことを検討します。

併せて、市内事業所への定着を促すため、介護職員初任者研修を修了した市内事業所への新規就労者に対し就職祝金等を支給する制度の創設を検討します。

④ 負担軽減生産性向上に資する取組み

介護人材不足解消のためには、人材確保策の検討だけでなく、業務の効率化にも併せて取組む必要があります。現在、介護サービス事業所などにおいて導入が始まっている介護ロボットやICTの活用、提出をを求める文書量の軽減なども効果的であると考えます。

市単独で取組むことが難しい分野もあるため、国や県、他市町村の動向に注視しながら、できることから取組み、介護現場の負担軽減に努めていきます。

また、介護事業所の負担を軽減するため、紙媒体で提出をを求める文書量を減らすとともに、指定申請や報酬請求等に係る文書については、国の標準様式及び電子申請・届出システムを使用することを原則とするなど、電子化による合理化・効率化を図ります。

⑤ 働きやすい環境づくりに資する取組み

介護サービス従事者が安心して働くことができるよう、利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等について相談できる窓口を設けるなど、介護サービス従事者の安全確保対策を講じていくとともに、介護事業所における複数人での訪問における報酬整備に関して検討していきます。

また、介護事業所におけるセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを防止するため、市内の介護事業所に対し、必要な助言・指導を行っていきます。